

町田都市計画地区計画の決定（町田市決定）

都市計画相原駅西口地区地区計画を次のように決定する。（2015年4月20日町田市告示第38号）

名称		相原駅西口地区地区計画		
位置 ※		町田市相原町字吉川、字郷路、字中村、字和田及び字谷戸各地内		
面積 ※		約6.2ha		
地区計画の目標		<p>本地区は、JR横浜線相原駅西口に位置しており、町田市都市計画マスタープランにおいて、市民の暮らしを支える生活中心地として魅力ある商業地の育成を図ることが示されている地区である。</p> <p>そこで本地区は、商業施設等の日常生活を支える機能の集積を図るなど、地域の顔となる駅前環境づくりを推進し、誰もが安心して住み続けられ、訪れたい活気と魅力のあるまちづくりを目標とする。</p>		
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>本地区を「沿道商業地区」「沿道利用地区」「土地利用誘導地区」に区分し、それぞれの土地利用の方針を次のように定める。</p> <p>1 「沿道商業地区」 駅前幹線道路に面する立地を活かし、市民の暮らしを支える生活中心地にふさわしい魅力とにぎわいに資する商業、サービス施設等による商業地を形成する。</p> <p>2 「沿道利用地区」 幹線道路に面する立地を活かし、中層住宅を主体としつつ、中小規模の店舗や事務所等と調和した良好な住環境を備えた住宅地を形成する。</p> <p>3 「土地利用誘導地区」 まちづくりの進捗を踏まえて、生活中心地にふさわしい土地利用の誘導を図る。</p>		
	地区施設の整備の方針	土地利用誘導地区においては、まちづくりの進捗を踏まえて、生活中心地にふさわしい地区の道路ネットワークの構築を図るとともに、公園及び緑地等の地域の憩い・コミュニティ活動の場を創出する。		
	建築物等の整備の方針	活力ある市街地と良好な住環境の形成を図るため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度及び建築物等の高さの最高限度を定める。		
地区整備計画	位置	町田市相原町字吉川、字郷路、字中村、字和田及び字谷戸各地内		
	面積	約2.9ha		
	地区の区分	名称	沿道商業地区	沿道利用地区
		面積	約1.9ha	約1.0ha
	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>1 工場（自家販売のために食品製造業を営むもの及びガソリンスタンド、クリーニング業、自動車販売業その他これらに類するサービス業を営む店舗に附属するものを除く。）</p> <p>2 倉庫（建築物に附属するものを除く。）</p>		
	建築物の敷地面積の最低限度	100㎡	120㎡	
建築物等の高さの最高限度	<p>15m</p> <p>ただし、市長が公益上必要な建築物でやむを得ないと認めたときはこの限りではない。</p>			

※は知事協議事項

「区域及び地区の区分は計画図表示のとおり」

理由：駅前広場や都市計画道路の整備を契機に生活中心地の一翼を担う地区として、健全な土地利用を誘導し、活力ある市街地と良好な住環境の形成を図るため、地区計画を決定する。